

重要事項説明書

(訪問介護)

利用者：様

株式会社爽やかな風沖縄

事業所：訪問介護 爽やかな風沖縄

令和7年8月1日

訪問介護重要事項説明書

ア、事業目的

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の身体介護を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

運営方針

- 介護保険法及び関連する法律を遵守し、施行規則の運営基準にのっとり、地域福祉向上のため、安定継続した最高品位のホームヘルプサービスを提供していきます。
- 要介護高齢者の自立の支援や、介護者の介護負担の軽減に関する提案をケアマネージャーに積極的に行い、チームケアでご利用者様の快適な介護環境を創り上げていきます。
- 住み慣れた我が家で安心して介護が受けられるよう、事業者自らの努力でサービスの質の向上を目指し、常にその評価を行うと共に、評価に基づく改善を図るよう努力し続けます。
- ヘルパー等人材の教育・育成に努め、人の笑顔・幸せを自分の幸せに変えることができる包容力のあるサービスを提供し、あらゆる相談に応じられる体制を構築していきます。
- あらゆる相談・問い合わせに関し、事業所として個人情報保護に責任を持ち、ご利用者様のプライバシーを守り、生活者としての人格を最大限尊重していきます。

1 当訪問介護事業所が提供するサービスについての相談窓口

訪問介護爽やかな風沖縄 【 TEL:098-923-2581 FAX:098-923-5959 】

重要事項説明者 管理者兼サービス提供責任者 富山彰

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 訪問介護 爽やかな風沖縄の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問介護爽やかな風沖縄
所在地	沖縄県沖縄市字胡屋2丁目16-5 カンフォーラ・コザ102
介護保険指定番号	4770403139
サービスを提供する地域	うるま市全域、沖縄市全域、那覇市の真地、識名、仲井間、国場地区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間

水～土(※12月29日から1月3日までを除く)	9:00～18:00
-------------------------	------------

(3) 職員体制

職務・職務内容	資格	常勤	非常勤	計
管理者・事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う	介護福祉士	1名	0名	1名
サービス提供責任者・事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。そして、自らも方も介護の提供に当たる。	介護福祉士・訪問介護員養成研修1級修了者	1名	0名	2名
訪問介護員・訪問介護の提供に当たる。	訪問介護員養成研修2級修了者	0名	10名	10名

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
平日・土	○	○	○	○
日・祝日	○	○	○	○

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 深夜（22:00～6:00）のご利用につきましてはご相談ください。

3 サービス内容

- (1) 身体介護 ① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清 拭 ⑤ 体位変換 等
 (2) 生活援助 ① 買 い 物 ② 調 理 ③ 掃 除 ④ 洗 濯 等
 (3) その他サービス ① 介護相談 等

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（下記料金表）の1割の額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[料金表 — 基本料金・通常時間]

身体介護中心	20分未満	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間以上	1時間以上 567単位に30分増すご とに追加
	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円	820 円
緊急時訪問介護加算 1,000 円					
生活援助 中心	20分～ 45分未満	45分以上			
	1,790 円	2,200 円			
初回加算	2,000 円（初回訪問時の月）				
身体介護に引き 続き、生活援助 を行った場合	20分以上 (25分増すご とに追加)	※上限 1,950 円			
	650 円				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の1000分の42に相当する単位数		

※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）定められた目安の時間を基準とします。

※

※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、ヘルパー2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。

※ 初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）は、200単位の2,000円をいただきます。

※ 緊急時に要請をいただいた訪問介護サービスは100単位の1,000円をいただきます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお訪ねするための交通費をいただきます。

一 事業の実施地域を越えてから、片道5キロ未満 500円

二 事業の実施地域を越えてから、片道5キロ以上 1000円

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。(連絡先：訪問介護 爽やかな風沖縄 TEL 098-923-2581)

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	介護保険にて定める料金の50%

(4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担となります。
- ③ 料金の支払方法
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、27日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。
(お支払い方法は、口座自動引落、現金集金、銀行振込の3通りの中からご契約の際に選んでいただきます。尚、銀行振込の場合は、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます)
- ④ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑥ 担当のヘルパーは、できる限りお客さまのご希望に沿って決めておりますが、ヘルパーの固定をご希望される場合、必ずしもお応えできないことがございます。やむを得ずヘルパーを変更する場合もございますのでご了承下さい。
- ⑦ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いをご遠慮下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を結ぶとともに、訪問介護計画書を作成し、の提供を開始します。

※ 居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了の1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了(以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します)
 - ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ お客様が亡くなられた場合
- ④ その他
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で通知することによって即座に契約を解除することができます。
 - ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所から文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6 当事業所の訪問介護サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
ヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	有	希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、緊急連絡先（ご家族等）、協力医療機関、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者へ連絡をします。

主治医	病院名	
	医 師	
	所在地	
	TEL	

緊急連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	
	住所	
	TEL	

協力医療機関	病院名	しおひら内科・腎クリニック
	医 師	医院長 潮平俊治
	所在地	沖縄市山里 1-1-2-30
	TEL	098-930-2112
協力歯科医療機関	病院名	
	歯科医師	
	所在地	
	TEL	

8 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

担当 管理者兼サービス提供責任者 富山 彰 電話 098-923-2581

(2) その他（当社以外に、下記の区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）

- ・うるま市役所介護長寿課 電話098-974-3111
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・沖縄市役所健康福祉部高齢福祉課 電話098-939-1212
受付時間 午前8時30分～午後5時
- ・沖縄県国民健康保険団体連合会 電話098-863-2321
受付時間 午前8時30分～午後5時

サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票をご提示してください。
- (2) ケアプランに位置づけられていないサービスの執拗な要求はご遠慮ください。
- (3) ご利用者のご家族へのサービス提供はできません。
- (4) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- (5) 訪問介護員に対する執拗な宗教活動はご遠慮ください。

事業者の概要

社 名	株式会社爽やかな風沖縄
所在地	沖縄県沖縄市池原五丁目3番29号
代表者	代表取締役 上萬 誠
事業所	訪問介護爽やかな風沖縄
所在地	沖縄県沖縄市胡屋2丁目16-5 カンフォーラ・コザ102

【訪問介護】

指定訪問介護の提供開始にあたり、当該重要事項説明書に基づいて、指定訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 沖縄市池原五丁目3番29号

事業所名 株式会社爽やかな風沖縄

代表者名 代表取締役 上萬 誠

説明者 職 名 管理者

氏 名 富山 彰

私は、本書面に基づいて事業者から指定訪問介護サービスの内容及び重要な事項の説明を受け、その内容を十分理解し、重要事項説明書の交付を受けました。その上で指定訪問介護サービスに同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

家族（代理人） 住 所

氏 名 印 続柄：

家族（代理人）による署名の理由：